

総合的 C S F 対策の確立に向けて（案）

全国知事会 C S F 対策 P T

今回の C S F は、強毒株でないことなどから初動を難しくし、また、当初の予想よりも速いペースで野生いのししの感染が拡大するなど、早期の封じ込めが困難な事案となった。

外国人労働者や外国人観光客を積極的に迎え入れるなど、今後、更に国が開かれていく中で、いつでもどこでも起こり得る国家的危機管理事案として対処するため、この 1 年余の経験と反省をも踏まえて、新たな総合的 C S F 対策の確立を図る必要がある。

1 農場を守る対策の強化

(1) 飼養衛生管理の向上

飼養衛生管理の向上について、A S F も念頭に、国の関与の強化と対応ルールの明確化

- ① 今回の C S F 発生に係る感染経路や発生原因の早急な解明
- ② 都道府県が行う、農場に対する飼養衛生管理の指導にバラつきが生じないように、国の指示内容を明確化
- ③ A S F も見据え、農場の施設改修・改築を対象としたハード支援を充実し、十分な予算を確保
特に、欧州のバイオセキュリティの知見も踏まえた衛生管理基準の更なる見直しを実施（二重の防護柵、更衣室・シャワー施設の設置など）し、その達成に向け、農家を高率の補助金により支援
- ④ 飼料製造業者、輸入業者及び販売業者、家畜商、家畜輸送を行う業者など畜産関係者への国による家畜防疫指導に関する法的整備

(2) 早期出荷事業のルール化

- ① 早期出荷事業について、ワクチン接種との優先順位を明確にするとともに、任意事業か強制実施かを整理したうえで、法律に位置付け
- ② 補償内容の明確化（再開の実態に即した期間設定、母豚の出産可能性への配慮など）

(3) 予防的殺処分

- ① ASF 発生時に予防的殺処分を導入する場合は、その発動要件、経営再開要件及び実態に即した補償内容などを予め法制上明確化

(4) 豚へのワクチン接種のあり方

予防的ワクチンと緊急ワクチンの再整理（ちなみに、現在の接種は予防的ワクチン）、効率的なワクチン接種体制の確立など、ワクチン接種に伴う課題への対応

- ① 野生いのししを介したまん延を防ぐためのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化したうえで、緊急ワクチンに位置付け
- ② 野生いのししでCSF陽性が確認された県の隣接県など広域での予防的ワクチン接種の実施
- ③ 常勤及び非常勤の家畜防疫員に限らず、指定獣医師や指示書による接種を認めるなど、ワクチン接種の担い手の対象を拡大する（防疫指針の改正）とともに、獣医師報酬に係る十分な予算を確保
- ④ 広域的な流通を行っている種豚・子豚の生産農場に対し、接種豚の移動制限に伴う経営損失を補償する制度を創設

- ⑤ 風評被害対策として、ワクチン接種に伴う差別的な表示、取引拒否等に関し、関係省庁連携による流通事業者等への周知、指導を徹底
- ⑥ ワクチン接種農場での、野外感染によるCSF発生時における全頭殺処分のは非については、様々な意見があり、要検討
- ⑦ マーカーワクチンの有効性を早期に検証し、現行(非マーカー)ワクチンからの移行のは非を検討

(5) 防疫措置

- ① 同時多発のケースを想定した広域的な支援体制の運用の見直し(獣医師の確保、相互応援、電殺機等の備蓄など)
- ② 水源地付近等、埋却が困難な農場においては、飼養規模に合わせて移動式焼却炉やレンダリング装置の速やかな貸与の実施

2 野生いのしし対策の強化

(1) 捕獲の強化

野生いのしし対策の法制化と効果的な対策の前提となる生息状況や浸潤状況の調査の実施

- ① 広域感染防止のための野生いのしし対策を進めるにあたっては、国が方針と目標を設定することを法制化
- ② 担い手の確保・育成に係る経費を含め、十分な捕獲経費支援を確保するため、法律補助へ位置付け
- ③ 全国的ないのししの生息状況については、省庁連携のもと国が調査を行い、ウイルス浸潤状況については、死亡いのししだけでなく、捕獲サーベイランスにより確実にチェックするルールを設定

(2) 経口ワクチン投与とサーベイランス

- ① 野生いのししの清浄化判断基準の明確化
- ② 継続的な経口ワクチン投与とサーベイランスのための安定的な財源の確保を法律に位置付け
- ③ 専ら輸入に頼っている経口ワクチンの内製化
- ④ 感染いのししが確認された都道府県に隣接する、未発生の都道府県においても経口ワクチン投与を実施
- ⑤ 地形や気象条件等に応じ、自衛隊のヘリコプターによる経口ワクチン散布の実施

3 水際対策の強化

更なる脅威であるASFウイルスも視野に入れつつ、国内持ち込みを徹底排除するための体制の構築

- ① 近隣国と比べて最も厳しい対処とするため、違反者の入国禁止や罰則強化などの対策を強化
- ② 地方空港やクルーズ船等が寄港する港において、検疫探知犬の大幅な増頭と常時配置、入国時や国際郵便物を含む貨物の動線を踏まえた効果的な動物検疫などの防疫体制を強化
- ③ CSF等発生国に対し、畜産物等の持ち出しによるウイルスの流出防止対策について働きかけ

4 農家の再開、産地の再生支援

- ① 早期出荷事業に係る奨励金、発生農場に交付される国の手当金等について、免税措置を法定化

- ② 発生農家の再開支援のための家畜防疫互助基金への国拠出金を増額
- ③ つなぎ融資のための無利子、保証料なしの国融資制度を創設
- ④ と畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少による経営環境の激変を緩和する支援措置の対象を拡大（食肉処理従事者の人件費、枝肉の集荷に係る経費など）
- ⑤ 豚や野生いのししでのCSF発生地域におけるジビエ処理施設に対し、取扱量減少による経営悪化への支援措置を創設
- ⑥ 殺処分に伴う手当金の支払いについては、概算払いを確実に実施（一部で概算払いが行われなかったケースあり）

5 適切な財源対策（別添1）と法制整備（別添2）

適切な財源対策

提 言	参照項目
<p>【農場を守る対策の強化】</p> <p>○ ASFも見据え、農場の施設改修・改築を対象としたハード支援を充実し、十分な予算を確保</p> <p>特に、欧州のバイオセキュリティの知見も踏まえた衛生管理基準の更なる見直しを実施（二重の防護柵、更衣室・シャワー施設の設置など）し、その達成に向け、農家を効率の補助金により支援</p>	1 (1) ③
<p>○ 常勤及び非常勤の家畜防疫員に限らず、指定獣医師や指示書による接種を認めるなど、ワクチン接種の担い手の対象を拡大する（防疫指針の改正）とともに、獣医師報酬に係る十分な予算を確保</p>	1 (4) ③
<p>○ 広域的な流通を行っている種豚・子豚の生産農場に対し、接種豚の移動制限に伴う経営損失を補償する制度を創設</p>	1 (4) ④
<p>【野生いのしし対策の強化】</p> <p>○ 担い手の確保・育成に係る経費を含め、十分な捕獲経費支援を確保するため、法律補助へ位置付け</p>	2 (1) ②
<p>○ 継続的な経口ワクチン投与とサーベイランスのための安定的な財源の確保を法律に位置付け</p>	2 (2) ②
<p>【農家の再開、産地の再生支援】</p> <p>○ 早期出荷事業に係る奨励金、発生農場に交付される国の手当金等について、免税措置を法定化</p>	4 ①
<p>○ 発生農家の再開支援のための家畜防疫互助基金への国拠出金を増額</p>	4 ②
<p>○ つなぎ融資のための無利子、保証料なしの国融資制度を創設</p>	4 ③
<p>○ と畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少による経営環境の激変を緩和する支援措置の対象を拡大（食肉処理従事者の人件費、枝肉の集荷に係る経費など）</p>	4 ④
<p>○ 豚や野生いのししでのCSF発生地域におけるジビエ処理施設に対し、取扱量減少による経営悪化への支援措置を創設</p>	4 ⑤
<p>○ CSF対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税を措置</p>	—

法制整備

提 言	参照項目
<p>【農場を守る対策の強化】</p> <p>○ 飼料製造業者、輸入業者及び販売業者、家畜商、家畜輸送を行う業者など畜産関係者への国による家畜防疫指導に関する法的整備</p>	1 (1) ④
<p>○ 早期出荷事業について、ワクチン接種との優先順位を明確にするとともに、任意事業か強制実施かを整理したうえで、法律に位置付け</p>	1 (2) ①
<p>○ ASF発生時に予防的殺処分を導入する場合は、その発動要件、経営再開要件及び実態に即した補償内容などを予め法制上明確化</p>	1 (3) ①
<p>○ 野生いのししを介したまん延を防ぐためのワクチン接種については、具体的な要件（地域的な広がり、感染のスピード等）を明確化したうえで、緊急ワクチンに位置付け（防疫指針）</p>	1 (4) ①
<p>【野生いのしし対策の強化】</p> <p>○ 広域感染防止のための野生いのしし対策を進めるにあたっては、国が方針と目標を設定することを法制化</p>	2 (1) ①
<p>○ 担い手の確保・育成に係る経費を含め、十分な捕獲経費支援を確保するため、法律補助へ位置付け</p>	2 (1) ②
<p>○ 継続的な経口ワクチン投与とサーベイランスのための安定的な財源の確保を法律に位置付け</p>	2 (2) ②
<p>【水際対策の強化】</p> <p>○ 近隣国と比べて最も厳しい対処とするため、違反者の入国禁止や罰則強化などの対策を強化</p>	3 ①
<p>【農家の再開、産地の再生支援】</p> <p>○ 早期出荷事業に係る奨励金、発生農場に交付される国の手当金等について、免税措置を法定化</p>	4 ①